○農林水産省令第四十四号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第三項、第十三条第一項、第二十一条第一項及び第三十三条第一項の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十日

農林水産大臣　野上浩太郎

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（品位等検査に係る量目の検査）	（品位等検査に係る量目の検査）
第三条　品位等検査に係る量目についての検査は、正味重量につき行う。	**第三条**　品位等検査に係る量目についての検査は、正味重量及び皆掛重量につき行う。
（検査証明の方法）	（検査証明の方法）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されているものについての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその表面の見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに検査年月日及び登録検査機関名のほか、銘柄区分のあるものにあつては銘柄を、普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては当該数値を記載し、かつ、当該包装又は票せんに、農林水産大臣が定めるところにより、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印又は別記様式第八号による醸造用証印を押してするものとする。	3　輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されているものについての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその表面の見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに検査年月日及び登録検査機関名のほか、銘柄区分のあるものにあつては銘柄を、普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては当該数値を記載し、農産物検査員（法第十七条第二項第一号に規定する者をいう。以下同じ。）の認印を押し、かつ、当該包装又は票せんに、農林水産大臣が定めるところにより、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印又は別記様式第八号による醸造用証印を押してするものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
（新設）	4　前項の農産物についての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、前項の規定にかかわらず、法第二十一条第一項に規定する業務規程に定めるところにより、前項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに、次に掲げる事項を印刷その他の方法によりあらかじめ記載してすることができる。
	一　検査年月日
	二　登録検査機関名
	三　等級
	四　銘柄区分のあるものにあつては、銘柄
	五　普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては、当該数値
	5　前項の規定による等級の記載は、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印又は別記様式第八号による醸造用証印の印影を表示することによつてすることができる。
	6　第三項の農産物のうち第六条第一項の規定により抽出して品位等検査を行つたものについての法第十三条第一項の規定による検査証明は、第三項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる検査証明書を交付してすることができる。
	一～三　（略）
	7　輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されているものについての成分検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証
（新設）	4　前項の農産物のうち第六条第一項の規定により抽出して品位等検査を行つたものについての法第十三条第一項の規定による検査証明は、前項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる検査証明書を交付してすることができる。
	一～三　（略）
	5　輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されているものについての成分検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証